

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(自転車等の使用に係る手当額) 第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用 距離に応じて支給単位期間につき市規則で 定める額は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じ、当該各号に定める額（任期付職員 等にあつては、支給単位期間にその者の任 用の期間の始期又は終期が含まれる場合で あつて、当該始期又は終期が月の中途であ るときは、その額を基準とし、当該始期又 は終期を考慮して総務局長が定める額）と する。ただし、条例第12条の3第1項の規 定により在宅勤務等手当を支給される職員 にあつては、これらの額に100分の50を乗じ て得た額とする。 (1) 第2条第2号に掲げる職員及び同条第 3号に掲げる職員のうち、自転車等の使 用距離（以下「使用距離」という。）が片 道2キロメートル以上である職員及び身 体障害のため歩行が困難な職員 次の表 の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、 同表の右欄に定める額 [表 別紙2 插入] [(2) 略]	(自転車等の使用に係る手当額) 第9条 [同左]

[2 略]

[2 同左]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の通勤手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(手当の内払)

- 3 この規則による改正前の通勤手当支給規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、総務局長が定める。

[第9条第1項第1号の表 別紙1]

使用距離（片道）	支給単位期間につき定める額
[同左]	
10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>7,100円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>10,000円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>12,900円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>15,800円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>18,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>21,600円</u>
40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>24,400円</u>
45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>26,200円</u>
50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>28,000円</u>
55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>29,800円</u>
60キロメートル以上	<u>31,600円</u>

[第9条第1項第1号の表 別紙2]

使用距離（片道）	支給単位期間につき定める額
[略]	
10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>7,300円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>10,400円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>13,500円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>16,600円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>19,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22,800円</u>
40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>25,900円</u>
45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>29,100円</u>
50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>32,300円</u>
55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>35,500円</u>
60キロメートル以上	<u>38,700円</u>

(令和7年11月28日掲示済)